

令和4年度九都県市ディーゼル車運行規制の在り方検討のための調査業務委託仕様書

1 調査目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、連携してディーゼル車運行規制の取組を行っており、近年、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会（以下、「大気保全専門部会」という。）において、ディーゼル車運行規制の在り方について検討しているところである。

本委託では、これまでのディーゼル車運行規制の効果検証及びケース分けによる将来予測に係る基礎調査を行い、今後の九都県市ディーゼル車運行規制事業における効果的な取組について検討することを目的とする。

2 履行期限

令和5年3月31日（金曜日）

3 調査内容

各都県市や国に保存されている資料・データの収集を実施し、下記の項目について整理・検討等を行う。調査内容の詳細については別途、委託者と協議のうえ決定することとする。なお、各都県市に保存されている資料・データ等は委託者から受託者へ貸与するものとする。

(1) ディーゼル車運行規制の総括

ア 九都県市内の不適合車両の推移のデータ整理

各都県市や国に保存されている資料・データなどを収集し、不適合車両数の推移のデータ整理を行う。

イ 一都三県以外の地域からの不適合車両流入状況調査

既存の国・都県の調査を活用し、一都三県以外の地域からの不適合車両流入状況を整理する。

ウ 大気環境濃度と自動車排出窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）量等の推移

一都三県の大気測定局（一般局・自排局）における大気環境濃度（NO₂、SPM）の推移及び国・自治体を実施している自動車排出量算定調査（例：総量削減計画進行管理調査）における自動車排出量の推移を収集・整理する。

エ ディーゼル車運行規制が行われていなかった場合のシミュレーション調査

ディーゼル車運行規制が行われていなかった場合における一都三県の大気測定局（一般局・自排局）の大気環境の予測を行い、ディーゼル車運行規制が行われた場合（現状）と比較して、ディーゼル車運行規制の効果を算出する。なお、予測の算出は一都三県全域及び九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の各都県市別のそれぞれについて行うものとする。

評価対象年度は、総量削減計画の基準年度である2009年度（平成21年度）とする。

オ 九都県市の取組、活動による影響調査

これまで九都県市で行ったディーゼル車運行規制に係る取組及び活動を整理し、大気環境の改善

との相関等について調査する。(効果的な啓発方法のアンケート調査や、検査方法別の違反車両検知率の調査など)

※効果の検証については、PMだけでなく、NOxについても行うこととする。

(2) 今後のディーゼル車運行規制の必要性についての基礎調査

今後の九都県市ディーゼル車の運行規制事業における効果的な取組について検討する基礎調査として、NOx及びPMについて以下の2つのケースごとに自動車発生源作成及び排出量推計を行い、結果を比較して運行規制が行われない場合の影響について考察する。PM排出量については、排気口からの排出によるものや自動車走行による巻き上げによるものなどの発生源の内訳を示すこと。

なお、予測の算出は一都三県全域及び九都県市の各都県市別のそれぞれについて行うものとする。

①運行規制(九都県市事業)を現行のまま継続する場合

②運行規制(九都県市事業)が仮に行われなかった場合

(九都県市共同事業のみでの測定が難しい場合は、運行規制がない場合と設定すること。)

(3) 効果的な取組の提案

検証結果を踏まえ、他事例や九都県市域の特性を踏まえた、効果的な取組の試案を提案する。

4 報告書の作成

3についての報告書を作成すること。結果は図表を用いてわかりやすく整理すること。

5 成果品

紙媒体：報告書・・・2部

電子媒体：報告書等の電子データを収納したCD-RまたはDVD-R・・・9式

6 納品

納品は令和5年3月10日(金曜日)までに発注者の指定する場所(別紙1)に行うこと。

なお、納品時に、受領書を受け、大気保全専門部会事務局に提出すること。

7 業務計画の作成及び定期打合せの実施

(1) 業務計画書

契約後1週間以内に、本業務の実施責任者及び作業従事者、実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、事務局担当者に文書にて通知し、その承認を得てから具体的な業務を開始するものとする。

なお、自動車排出ガスに関する専門的な知識を有し、指定制度に係る知見及び関連の業務経験を有した従事者を配置するものとする。

(2) 定期打合せの実施

作業進捗の共有を目的として、打合せを計3回程度行うこととする。また、打合せ協議に関する議事を取りまとめ、事務局担当者に提出するものとする。

8 成果品の帰属、秘密の保持

- 本委託業務の成果品に係る著作権は、大気保全専門部会に帰属するものとする。
- 本委託の執行にあたり、知り得た情報資料及び情報等は一切外部に漏らさないこと。
- データの秘密保持等について万全の管理を行うこと。
- 本委託で得たデータ等の目的外使用を禁止する。

9 支払い

支払いは業務の完了後、受託者からの請求に基づき一括払いとする。

10 その他

- 本業務については、原則として自社で行い、他社に再委託しないものとする。ただし、本業務遂行にあたり、業務を補完する作業、またはやむを得ない事情等が生じた場合には、一部再委託等の検討も含め、委託者と協議し本業務を適切に遂行するものとする。
- 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書に明記が無い事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

別紙 1

納品先一覧

自治体名	所属	〒	住所
埼玉県	環境部大気環境課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第三庁舎 3 階
千葉県	環境生活部大気保全課	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 3 階
東京都	環境局環境改善部 自動車環境課	163-8001	東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 20 階北側
神奈川県	環境農政局環境部 大気水質課	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 4 階
横浜市	環境創造局環境保全部 大気・音環境課	231-0005	神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 27 階
川崎市	環境局環境対策部 環境対策推進課	210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 川崎市役所第三庁舎 17 階
千葉市	環境局環境保全部 環境規制課	260-8722	千葉県千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所 4 階
さいたま市	環境局環境共生部 環境対策課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 7 階
相模原市	環境経済局環境保全課	252-5277	神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所本庁舎本館 5 階